

議案第128号 令和5年度大津市一般会計補正予算(第6号)のうち、  
都市計画部の所管する部分について

議案第128号 令和5年度 大津市一般会計補正予算(第6号)のうち、都市計画部が所管する部分につきまして、説明をいたします。

まず、今回の人件費補正にかかる給与改定の概要について、ご説明申し上げます。

今回の給与改定につきましては、本年8月の人事院勧告に引き続き、10月の滋賀県人事委員会からの勧告に基づき、常勤職員及び会計年度任用職員の給与を改定しようとするものでございます。

また、新たな人事給与制度として、より発展した人事給与制度を実施するにあたり、国家公務員の俸給表と水準の均衡を図るため、給料表の改定を行うものです。

資料「令和5年度大津市職員の給与改定について」に沿ってご説明を申し上げます。

まず、常勤職員の改定について説明いたします。

(1)の給料表の改定をご覧ください。

給料については、今回の人事院勧告による増額改定により、行政職

給料適用者では、平均引上率としては、1.11%、平均引上額は、3,427円となります。他の給料表においては記載の通りであり、実施時期は令和5年4月1日にさかのぼって遡及適用するものであります。

2ページ目をお願いいたします。

(2)の期末・勤勉手当の改定についてであります。令和5年度は12月期に、一般職は期末手当・勤勉手当をそれぞれ0.05月、暫定再任用職員は、それぞれ0.025月引き上げるものであります。

3ページ目をお願いいたします。

令和6年度における期末・勤勉手当については、令和5年度12月に引き上げた月数を、令和6年度6月及び12月に均等に配分して引上げを行います。

よって、一般職員の期末手当及び勤勉手当について、それぞれ0.025月ずつ引き上げし、暫定再任用職員は、それぞれ0.0125月ずつ引き上げするものです。

4ページ目をお願いいたします。

(4)の給与改定率であります。給料の改定による地域手当のはねかえり分を含めた給与改定率は0.86%となり、給与改定額は3,351円となるものであります。

5ページ目をお願いいたします。

(5)の給与改定に伴う会計別所要額であります。一般会計、特別会計、企業会計を合わせて、人事院勧告に伴う影響額が2億4,300万円余りであり、より発展した人事給与制度に伴う影響額が460万円余りであるため、合計2億4,800万円余りの所要額となるものであります。

6ページ目には、給料、地域手当、期末勤勉手当について、各会計別の影響額を記載しております。

7ページ目をお願いいたします。

次に会計年度任用職員の改定についてご説明します。

会計年度任用職員についても、人事院勧告等の内容を踏まえた改定を行うとともに、地方自治法の改正によって令和6年4月1日からパートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となることから、本市会計年度任用職員について、令和6年度より新たに勤勉手当を支給するものです。

(1)の給料表の改定ですが、会計年度任用職員についても、国の給料表に対応して同様の改定を行います。なお、これまで、会計年度任用職員については、改定の適用時期を翌年度からとしておりましたが、国の指針等が改正され、改定の実施時期を含めて常勤職員の給与改定に準じるよう努めるとされたことを踏まえ、常勤職員と同様に、適

用の時期を令和5年4月に遡及して改定を行うものです。

なお、行政職給料表の改定額は月額8,700円から12,000円となっております。

8 ページ目をお願いいたします。

(2)の期末手当につきましては、令和5年度分として、現行の2.55月から滋賀県に準じて0.05月引き上げ、年間で2.60月の支給とします。また、令和6年度以降は、正規職員と同様の月数である2.45月で支給するものであります。これは、勤勉手当の支給が無いことへの措置として据え置いた月数について減じることによるものです。

9 ページ目をお願いいたします。

(3)の勤勉手当については、令和6年度より年間2.05月で新たに支給を開始するものであります。月数は正規職員と同様であります。

10ページ目をお願いいたします。

(4)の影響額ですが、令和5年度においては、給料・報酬が2億6600万円余り、期末手当が3500万円余り、合計で3億200万円余りの増額となるものであります。

令和6年度においては、期末手当が2200万円余りの減額、勤勉手当が6億1100万円の増額となり、差し引きで5億8800万円余りの増額となります。

また、個別の職員に係る具体例として、事務補助の職員で、1日7時間、週5日勤務である場合の初年度の給与について、改定前後の金額を記載しております。月額で約1万2千円、期末勤勉手当を含む年額では、約48万円の増額となります。

以上が、給与改定の概要でございます。

#### 【歳出】

次に、歳出についてご説明いたします。

60ページ をお願いいたします。

#### 款8 土木費 項1 土木管理費 目3 建築指導費

説明欄1 常勤職員給与費(38人) 609万5千円 の増額につきましては、住宅政策課、開発調整課及び建築指導課の正規職員38人分の給料及び職員手当等の補正であり、主に職員数の増員(36人⇒38人)、さきの人事院勧告等を踏まえた職員給与費及び職員手当等の増額並びに時間外勤務手当の増額によるものです。

説明欄2 建築、開発指導経費 339万1千円 の増額につきましては、空家対策や開発許可、建築確認業務等に係る7人分の会計年度任用職員雇用経費の補正であり、主に職員数の増員(6人⇒7人)及び報酬等の増額によるものです。

64ページ をお願いいたします。

#### 項4 都市計画費 目1 都市計画総務費

説明欄1 常勤職員給与費(30人) 1,427万5千円 の減額のうち、1,759万5千円 の減額につきましては、都市計画課及び都市魅力創造課の正規職員26人分の給料及び職員手当等の補正であり、主に職員数の減員(28人⇒26人)、さきの人事院勧告等を踏まえた職員給与費及び職員手当等の増額並びに時間外勤務手当の減額によるものです。

説明欄2 都市計画企画調整費 32万4千円 の増額につきましては、都市計画業務に係る1人分の会計年度任用職員雇用経費の補正であり、報酬等の増額によるものです。

説明欄3 中心市街地整備推進費 19万5千円 の増額につきましては、魅力あるまちづくり推進業務に係る1人分の会計年度任用職員雇用経費の補正であり、報酬等の増額によるものです。

説明欄4 都市景観形成推進費 168万3千円 の増額につきましては、屋外広告物及び景観業務に係る7人分の会計年度任用職員雇用経費の補正であり、主に報酬等の増額によるものです。

説明欄5 会計年度任用職員雇用経費 46万7千円 の増額につきましては、部内各所属に配置する事務補助業務等に係る11人分の会計年度任用職員雇用経費の補正であり、主に職員数の減員(12人⇒

11人)及び報酬等の増額によるものです。

### 目3 公園費

説明欄1 常勤職員給与費(17人) 24万5千円 の減額につきましては、公園緑地課の正規職員17人分の給料及び職員手当等の補正であり、主にさきの人事院勧告等を踏まえた職員給与費及び職員手当等の増額並びに時間外勤務手当の減額によるものです。

説明欄2 公園緑地等維持管理費 10万2千円 の減額につきましては、都市公園や児童遊園地の管理業務に係る4人分の会計年度任用職員雇用経費の補正であり、主に退職に伴う一時的な欠員及び報酬等の増額によるものです。

### 項5 住宅費 目1 住宅管理費

説明欄1 常勤職員給与費(13人) 418万7千円 の減額につきましては、住宅政策課の正規職員13人分の給料及び職員手当等の補正であり、主に職員数の減員(14人⇒13人)、さきの人事院勧告等を踏まえた職員給与費及び職員手当等の増額並びに時間外勤務手当の減額によるものです。

以上をもちまして、都市計画部が所管いたします部分の説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。